

○耐震診断結果の一覧

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
■学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校）								
1	青森市立真町小学校 （校舎棟）	青森市青柳二丁目7-25	学校	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 1.35 Ctu・Sd = 0.77			
2	青森市立南中学校 （校舎棟）	青森市緑二丁目6-1	学校	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 1.35 Ctu・Sd = 0.75			
■体育館（一般公共の用に供されるもの）								
3	青森市民体育館	青森市合浦二丁目9-1	体育館	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 1.72 Ctu・Sd = 0.97			
■病院、診療所								
4	青森県立中央病院 （高層棟）	青森市東道二丁目1-1	病院	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（1983年版）	Is/Iso = 1.38			
5	青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野180	病院		除却済			
■劇場、観覧場、映画館、演芸場								
6	青森競輪場本場 （メインスタンド棟）	青森市大字新城字平岡1-1	観覧場	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 1.11 Ctu・Sd = 0.61			
■集会場、公会堂								
7	青森市文化会館	青森市堤町一丁目4-1	集会場	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	Is = 0.96 q = 2.46			
8	青森市中央市民センター	青森市松原一丁目6-15	集会場	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 1.27 Ctu・Sd = 0.75			
■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗								
9	ショッピングタウン サンロード青森 （専門店棟）	青森市緑三丁目9-2	店舗	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（1990年版）	Is/Iso = 1.00 Ctu・Sd = 0.56			
10	ショッピングタウン サンロード青森 （イオン青森店）	青森市緑三丁目9-2	店舗	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 1.09 Ctu・Sd = 0.61			
11	さくら野百貨店青森店 （アスパム通り側）	青森市新町一丁目13-2	百貨店	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 0.69 Ctu・Sd = 0.38	耐震改修 （補強設計）	検討中 （平成28年度）	7階の一部及び8階の一部
			（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）	Is = 0.11 q = 0.32				
12	さくら野百貨店青森店 （新町通り側）	青森市新町一丁目13-2	百貨店	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 0.37 Ctu・Sd = 0.20	耐震改修 （補強設計）	検討中 （平成28年度）	6階の一部
			（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）	Is = 0.06 q = 0.06				
13	中三 本店	青森市新町一丁目7-1	百貨店		除却済			
■ホテル、旅館								
14	青森国際ホテル	青森市新町一丁目6-18	ホテル	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）鉄骨が非充腹材の場合	Is/Iso = 0.58 Ctu・Sd = 0.26	耐震改修 （補強設計）	検討中 （平成28年度）	
15	ウエディングプラザ・アラスカ	青森市新町一丁目11-2	ホテル	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）	Is = 0.25 q = 1.02	耐震改修 （補強設計）	検討中 （平成28年度）	
■自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設								
16	さくら野百貨店青森店駐車場	青森市新町一丁目15	自動車駐車場	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）	Is = 0.09 q = 0.40	補強設計	検討中	
17	下新町駐車場	青森市新町二丁目8-29	自動車駐車場	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）	Is = 0.61 q = 1.02			
■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物								
18	青森県庁 （南棟・東棟・議会棟）	青森市長島一丁目1-1	庁舎	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2009年版）鉄骨が非充腹材の場合	Is/Iso = 1.11 Ctu・Sd = 0.48			
19	青森市役所本庁舎 （第二庁舎棟）	青森市中央一丁目22-5	庁舎		除却済			
20	青森市役所柳川庁舎 （南棟）	青森市柳川二丁目1-1	庁舎	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」（2001年版）	Is/Iso = 1.50 Ctu・Sd = 0.84			
21	青森県警察本部庁舎	青森市新町二丁目3-1	庁舎		改修工事中			

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$
(一財) 日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

I：地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II：地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III：地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

【参考：用語の解説】

建物の保有する耐震性能は、 $I_s$ (構造耐震指標)という数値を算出して評価します。

また、主に鉄筋コンクリート造の建物の第2次診断法や第3次診断法においては、 $I_s$ (構造耐震指標)を算出し、 $I_{so}$ (構造耐震判定指標)と比較する評価に加えて、地震等の水平力に対して耐える強さがあるか否かを $C_T \cdot S_D$ 値又は $C_{TU} \cdot S_D$ 値により評価します。

なお、鉄骨造の建物の耐震性能の評価方法については、 $I_s$ (構造耐震指標)による評価に加えて、地震等の水平力に対して耐える強さがあるか否かを $q$ 値により評価します。

- $I_s$ (構造耐震指標) =  $E_o$ (保有性能基本指標) ×  $S_D$ (形状指標) ×  $T$ (経年指標)
- $I_{so}$ (構造耐震判定指標) =  $0.6$ (耐震評定基本指標) ×  $Z$ (地域指標) ×  $G$ (地盤指標) ×  $U$ (用途指標)
- $C_T \cdot S_D$ 又は $C_{TU} \cdot S_D = C_T$ (累積強度指標) ×  $S_D$ (形状指標) 又は  $C_{TU}$ (累積強度指標) ×  $S_D$ (形状指標)
- $q$ (保有水平耐力に係る指標)
- $Z$ (地域指標)：青森市0.9
- $G$ (地盤指標)、 $U$ (用途指標)及び $R_t$ (振動特性指標)：各1.0